

内訳書に新たに記載する5項目の内容及び記載時の留意事項について

○各経費の概要は、以下の表のとおりです。

○各経費の考え方については、<労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン>を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf

経費	経費の考え方
材料費	主要な材料費の金額を記載してください。雑材料や建設機械に使用される燃料費・仮設材の賃貸料金等は任意とします。
労務費	積み上げ可能な方式で積算した労務費を計上してください。市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載価格も含む）で積算した労務費は計上しなくてよいこととします。
法定福利費の事業主負担額	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額とします。
建退共制度の掛金	「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」の「掛金納付の考え方について」を参考に計上し、建退共制度以外の退職金制度の場合は「―」を記載してください。
安全衛生経費	「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に記載の表（「安全衛生経費」の考え方）を参照のうえ、必要経費を計上してください。

○材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費について、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下のように記載してください。

- (1)すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- (2)一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ金額を記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。